

# こんにちは！ 地域包括 支援センター です

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して生活を続けられるように支援を行う総合相談窓口です。

保健や福祉の専門職員が、連携して皆さんの相談に応じます。介護に関する悩みや、高齢者虐待に関する事など、気軽にご相談ください。

また、各地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置しています。認知症の人や家族の相談、状況に応じて必要な医療や介護などのサービスが受けられるように関係機関との連絡調整の支援を行います。気軽にご相談ください。

## 【設置場所・利用時間など】

中学校区を基に市内を7地区に分け、各地区に1カ所ずつ、計7カ所あります（図参照）。

**※弘前市第一地域包括支援センターは移転し、9月27日から新しい場所(図参照)で業務を行っています。**

**利用の際はご注意ください。**

- 利用時間 月～土曜日の午前9時～午後6時
- 休業日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 利用料 無料
- 問い合わせ先 介護福祉課自立・包括支援係（☎40・4321）

**弘前市東部  
地域包括支援センター**  
【担当地区：東中、第五中学区】

▽ところ 福村字早稲田27の1（福寿園向かい）  
▽電話 26・2433



**弘前市南部  
地域包括支援センター**  
【担当地区：第四中、石川中、相馬中、南中学区（松原小学区を除く）】

▽ところ 小沢字山崎44の9（希望ヶ丘ホーム内）  
▽電話 87・6779



**弘前市第一  
地域包括支援センター**  
【担当地区：第一中学区】

▽ところ 野田2丁目2の1（旧健生クリニック1階）  
▽電話 31・1203



**弘前市第二  
地域包括支援センター**  
【担当地区：第二中学区】

▽ところ 藤野2丁目6の1（デイサービスセンターきらら弘前隣）  
▽電話 31・3811



**弘前市第三  
地域包括支援センター**  
【担当地区：第三中、南中学区（松原小学区に限る）】

▽ところ 豊原1丁目1の2（弘前静光園内）  
▽電話 39・2515



**弘前市西部  
地域包括支援センター**  
【担当地区：津軽中、常盤野中、東目屋中学区】

▽ところ 賀田2丁目4の2（パインハウス岩木内）  
▽電話 82・1516



**弘前市北部  
地域包括支援センター**  
【担当地区：裾野中、北辰中、新和中、船沢中学区】

▽ところ 高杉字山下298の1  
▽電話 95・2100



希望者は  
申し込みを

## 平成31年度弘前市奨学生の募集

▽対象 経済的な理由により修学が困難で、次の①および②に該当する人 ①市内に住所がある家庭の被扶養者で、平成31年度に高等学校以上の学校（専門学校を含む）に在学している人（見込者を含む）／②ほかの奨学金の貸与または給付を受けていない人

▽貸与期間 平成31年4月分から、在学する学校の正規の修学期間

▽奨学金の額 ①大学（大学院、短大を含む）・専門学校＝月額2万5,000円／②高等学校・中等教育学校後期課程＝月額1万3,000円

※希望者には貸与総額の一部を入学一時金として入学前に貸与します。

（例）大学4年制…24万円、高校…10万8,000円（この場合、月額貸与額は減額となります）

▽返還方法 卒業後1年経過してから10年以内で、年賦・半年賦・月賦のいずれか（無利息）

▽申し込み方法 申込書に必要な書類を添えて、11月30日までに、教育政策課（岩木庁舎3階）か学務健康課弘前分室（市役所1階）へ。

※家庭の経済状況や学力などを基に選考し、結果を12月下旬に通知します。

※申請書類は申込先で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

■問い合わせ先 教育政策課（☎82・1639）

意見や提案を  
お寄せください

## 弘前市地域福祉計画（素案）への意見募集 （パブリックコメント）

市では、全ての市民が住み慣れた地域で役割を持ち、お互いに支え合っていく地域共生社会の実現に向けた指針とする、「弘前市地域福祉計画」の策定を進めています。

このたび、計画素案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案（パブリックコメント）を募集します。

▽募集期間 10月1日～31日（必着）

▽計画（素案）の閲覧方法

- 市のホームページ
- 次の場所で閲覧（土・日曜日、祝日を除く）  
福祉政策課（市役所1階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

▽対象者

- ①市内に住所を有する人
- ②市内に事務所等を有する人または団体など
- ③市内に勤務する人
- ④市内の学校に在学する人
- ⑤本市に対して納税義務を有する人、または寄付を行う人
- ⑥本計画（素案）に利害関係を有する人

▽提出方法 指定の様式または任意の様式に、住所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれ

か）、件名（任意様式のみ、「弘前市地域福祉計画（素案）への意見」など）、意見や提案を記入し、次のいずれかの方法で提出を。

- ①郵送…〒036・8551、上白銀町1の1、福祉政策課宛
  - ②福祉政策課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く）
  - ③ファクス…32・1166
  - ④Eメール…fukushiseisaku@city.hirosaki.lg.jp
  - ⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置
- ※記入漏れがある場合は意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▽意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先 福祉政策課総務係（☎40・7037）

